

「科学への権利」の概要とその統合・接合機能

——国際環境法の視点から——

西谷 齊

はじめに

- 1 「科学への権利」の国際的承認
- 2 「科学への権利」の概要
- 3 規範内容に関する補足的考察
- 4 国際環境法との関係——統合と接合

おわりに

はじめに

近年の科学技術の発展は人々の社会生活に大きな影響を与えるだけでなく、人類に対してしばしば根本的な問いを投げかけている¹⁾。国際環境法を含む国際法の各分野はこれまで様々な方法で科学技術や科学的な知見の進展に対応してきたが、その影響が不明確であると同時に価値や倫理の問題さらには政治的要素が絡み合うような科学技術の問題を法的操作のみによって取り扱うことには自ら限界がある。近年注目を集めつつある「科学への権利 (the right to science)」はこうした状況においてその対応を側面から支援する可能性を秘めた権利である。この権利は「科学の進歩とその

1) 例えばゲノム編集、クローン技術、海洋肥沃化、自律型致死兵器システムなどは、それらの革新性や有用性とは別に、重要な倫理的問題をはらんでいる。

利用の利益を享受する権利」として社会権規約15条1項で規定されているが、この権利の範囲や規範内容、この権利から派生する国家の義務については研究が進んでおらず、これまで必ずしも明確化されたとはいえない状態が続いていた。

そうした中、2009年に国連教育科学文化機関（以下、「ユネスコ」とする）がイタリアで開催した専門家会議において「科学への権利に関するヴェニス声明」²⁾が採択され、さらに2012年に国連人権理事会の特別報告者による報告書³⁾が発表されると、科学への権利への関心が急速に高まっていった。そして2020年4月、社会権規約委員会が科学への権利に関する一般的意思見⁴⁾を採択したことにより、その概要や意義が明らかになりつつある。

本稿は従来あまり注目されてこなかった「科学への権利」の概要を上記の3文書に基づいて紹介し、その規範内容に関する諸問題について補足的に考察する。そのうえで本稿は、科学への権利を含む人権規範を通した国際環境法の体系的な統合可能性や予防原則との接合という理論的な問題に触れながら、この権利が環境に関する法制度において有する意義について検討してみたい。

2) UNESCO, Venice Statement on the Right to Enjoy the Benefits of Scientific Progress and Its Application, SHS/RSP/HRS-GED/2009/PI/H/1, at 14 (July 16-17, 2009).

3) United Nations Human Rights Council, Report of the Special Rapporteur in the Field of Cultural Rights, Farida Shaheed: The Right to Enjoy the Benefits of Scientific Progress and Its Applications, UN Doc. A/HRC/20/26, 14 May 2012.

4) Committee on Economic, Social and Cultural Rights, General Comment No.25 (2020) on science and economic, social and cultural rights, 30 April, 2020, UN Doc. E/C.12/GC/25, 30 April 2020.

1 「科学への権利」の国際的承認

（1）文化的権利との関係

15条は社会権規約の中で文化的な権利を扱う唯一の規定である。その権利は、①文化的生活に参加する権利（1項(a)）、②科学の進歩およびその利用による利益を享受する権利（1項(b)）、そして③自己の科学的、文学的または芸術的作品により生ずる精神的および物質的利益が保護されることを享受する権利（1項(c)）の3つから構成されている⁵⁾。

15条は世界人権宣言27条に規定された権利に法的な拘束力を付与したものであるが、文化の重要性は国連憲章55条(b)やユネスコ憲章1条でも確認されている。15条はこれらの理念や原則をさらに推し進めるものであるといえる。2009年に採択された社会権規約委員会の一般的意見21（文化的生活に参加する万人の権利）は、15条が国家に対し、文化的な生活に参加する個人や集団の権利に干渉しないことを要請するにとどまらず、そうした参加を保障するための措置をとる積極的な義務も課していることを確認している⁶⁾。

ところが、社会権規約委員会ではもっぱら15条1項(a)の文化的生活へ参加する権利に検討を集中させ、1項(b)と(c)にはあまり関心を払っていなかった⁷⁾。そのため、科学への権利は15条の他の規定と関連の薄いものとして

5) なお、続く15条2項では科学および文化の保存、発展、普及に向けた措置をとる締約国の義務、3項では科学研究や創作活動の自由、4項では科学および文化に関する国際協力がそれぞれ規定されている。

6) Committee on Economic, Social and Cultural Rights, General Comment No. 21, Right of everyone to take part in cultural life (art. 15, para. 1(a), of the International Covenant on Economic, Social and Cultural Rights), UN Doc. E/C.12/GC/21, 21 December 2009, para.6.

7) Ben Saul, et al., *The International Covenant on Economic, Social and Cultural Rights: Commentary, Cases, and Materials* (Oxford University Press, 2014),

扱われることが多かった。だが、ユネスコ憲章1条でも示されているように、科学への権利は文化的な生活に参加する権利と本来は密接に関連している権利である⁸⁾。この点、後に紹介する国連人権理事会の報告書も、科学への権利と文化的な生活に参加する権利がいずれも知識と理解の追求、ならびに絶えず変化する世界における人間の創造性に関係している点で「本質的に結び付けられている」ことを指摘している⁹⁾。

(2) 国際文書による科学的権利の承認

科学への権利は1948年の米州人権宣言13条で初めて規定され、同年に国連で採択された世界人権宣言27条において「文化への権利」とともに規定された。その後、社会権規約15条に規定されたことにより、科学への権利は法的拘束力のある規範となったといえる。その他、科学への権利は、米州機構憲章38条、米州人権条約サン・サルバドル議定書14条、アフリカ連合設立文書3条、アラブ人権憲章42条などでも規定されている。また、欧州連合基本権憲章は13条で科学研究の「抑圧からの自由」を規定している。

1975年に国連総会で採択された「科学と技術的進歩の利用に関する宣言」¹⁰⁾は前文1段で「科学的及び技術的な進歩が人間社会の発展において

1232. 2005年にユネスコ総会において採択された文化多様性条約でも科学への権利には触れられていない。Convention for the Protection and Promotion of the Diversity of Cultural Expressions, Oct. 20, 2005.

8) ユネスコ憲章1条は次のように規定している。「この機関の目的は、国際連合憲章が世界の諸人民に対して人種、性、言語又は宗教の差別なく確認している正義、法の支配、人権及び基本的自由に対する普遍的な尊重を助長するために教育、科学および文化を通じて諸国民の間の協力を促進することによって、平和及び安全に貢献することである。……」ここには、科学のおよび文化的な知識の共有が国際社会を結び付けて安全な世界を出現させるというユネスコの理念が明確に反映されている。

9) Report of the Special Rapporteur, *supra* note 3, at para.3.

10) UN Declaration on the Use of Scientific and Technological Progress in the Interest of Peace and for the Benefit of Mankind (GA Res.3384 (XXX),

最も重要な要素の一つになったこと」を指摘し、3項で「すべての国が科学的及び技術的な成果が国民各層の物質的・精神的ニーズを満たすよう確保するための措置をとること」を求めている。また、1993年の「ウィーン宣言及び行動計画」のパラグラフ11も、「すべての者は、科学の進歩及びその利用の利益を享受する権利を有する」ことを確認し、人権や人間の尊厳の完全な尊重が確保されるための国際的な協力を呼びかけている¹¹⁾。

このように科学への権利は様々な条約や非拘束的文書によって認められてきた¹²⁾。科学への権利は社会権規約委員会の作業においても、また研究対象としてもそれほど注目されてこなかったが、先述したように2009年のヴェニス声明の発表と2012年の国連人権理事会による報告書をきっかけに科学への権利の関心が急速に高まっていった。以下、ヴェニス声明と人権理事会報告書、さらに2020年に採択された社会権規約委員会の一般的意見25について順に紹介し、科学への権利の概要を確認しておく。

2 「科学への権利」の概要

(1) 科学への権利に関するヴェニス声明

ユネスコは、科学への権利の規範内容を解明し関連する国家の義務を明確化するため、他のいくつかの団体とともに2009年にヴェニス会議を開催した。この会議の最終文書として採択されたのが「ヴェニス声明 (Venice Statement)」¹³⁾である。

1975).

11) Vienna Declaration and Programme of Action (A/CONF.157/23), at para.11.

12) 非拘束文書としては、本文で挙げたもの以外にも、例えば「ヒトゲノムと人権に関する世界宣言」(ユネスコ, 1997年)や「生命倫理と人権に関する世界宣言」(ユネスコ, 2005年)が科学への権利を規定している。

13) Venice Statement, *supra* note 2.

ヴェニス声明は全部で27項からなり、それらが大きく5つの章に分けられている。以下、科学への権利の規範内容を把握する上で重要と思われる点を中心に上げていく。

まず、ヴェニス声明は知識の生産の加速化が国家間、国内、そして世代間の不平等を生じさせており、科学への権利が全人類のために、とりわけ疎外されている人々や社会について差別なく適用されるべきであることなどを指摘したうえで(3~11項)、科学への権利の基本原則として、12項で次の7つを掲げている。①この権利があらゆる分野の科学とその利用に適用可能であること、②科学とその利用について基本的な人権に関する諸原則(差別の禁止など)と一致していること、③この権利が他の市民的、文化的、経済的、政治的、社会的な権利の実現に関連していること、④この権利が規約15条3項の定める自由な科学研究や創作活動の権利、15条1項(c)に規定されている自己の成果物から生じる利益が保護される権利、さらには良好な環境、教育、情報、労働、社会保障、持続可能な開発、水に対する権利といった、科学へのアクセスが権利の享受のために必要な諸権利と密接に関わりあっていること、⑤この権利が個別的にも集団的にも享受することができる権利であること、⑥この権利が予防原則と調和する形で適用されるべきであること、⑦この権利の実施が国際的な協力や援助を要求すること。

そのうえで、科学への権利の規範内容が、①科学技術の保全、発展および普及のための実現可能で参加型の環境の構築、②科学的な進歩とその利用の恩恵に対する差別の無いアクセス、③科学とその利用の濫用や否定的影響からの保護、へと向けられている必要があるとする(13項)。

次に国家の義務については、①「尊重する義務 (the duty to respect)」として科学的な活動に関する様々な自由の保障、科学者の権利の尊重、人権や基本的権利の享受を制限するような方法で科学技術を使わないことなどが示され、続いて②「保護する義務 (the duty to protect)」として人権や基本的権利を侵害するような形で科学技術を第三者に使わせないことと、

研究活動の下に置かれる人々の人権を保護することがうたわれている。最後に③「遂行する義務」(the duty to fulfill)として、(a)基本的人権と一致する方法で科学技術の発展と普及を促進するための法的政治的な枠組を採択しそのための組織を設立すること、(b)不利な立場に置かれ、疎外された集団のニーズに対処するために必要な措置を含む、差別の無い形で科学とその利用の恩恵へのアクセスを促進すること、(c)科学技術の潜在的に危険な影響を監視し、調査結果へ実効的に対応し、透明な方法で公衆に伝達すること、(d)すべての者の利益になるように科学技術に関する国際的な協力や援助を促進かつ強化し、この点に関する国際法の下での国家の義務に従うこと、(e)科学技術およびその発展についての意思決定に公衆が関与する機会を提供すること、が示されている(14~16項)。

ヴェニス声明は、科学への権利の包括的な明確化に向けた次の段階として、17項以下で国連を始めとする国際機関や地域的機関、国家、科学および学術的な団体、市民社会および民間部門の協力と参加を要請している。

以上のようなヴェニス声明の内容から、科学への権利の規範的内容は、①科学研究の自由と平等な参加権、②科学的な進歩とその利用の恩恵に対する差別のないアクセス、③科学とその利用の濫用や否定的影響からの保護、の3つの柱から構成されており、それらに対応する形で様々な国家の義務が想定されていることがわかる。

(2) 人権理事会報告書

2012年に国連人権理事会の特別報告者が提出した報告書¹⁴⁾はヴェニス声明で示された内容や要請の延長線上に位置づけられるものであり、科学への権利が注目される契機となった文書である。人権理事会は決議10/23(2009年)で文化的権利に関するマンデートを設置したが、その後、文化的生活へ参加する権利と科学的進歩とその利用から得られる利益を享受する

14) Report of the Special Rapporteur, *supra* note 3.

権利を再確認する必要性に鑑みて、決議19/6 (2012年) においてそのマンドートを更新した¹⁵⁾。同報告書はその直後に発表されたものである。

人権理事会の特別報告者 (Farida Shaheed) によるこの報告書は全部で73の段落からなり、それらが5つの章にまとめられている。報告書最後の第5章では提言 (recommendations) が示されている。

報告書が書かれた背景や目的、その内容は基本的にはヴェニス声明と同様であるが、報告書の冒頭で「科学への権利が人権としていかなる意味を有するのかを検討することが重要である」と述べられているように¹⁶⁾、科学への権利を人権として確実に再構成ないし再定義することがより明確に意識されている¹⁷⁾。従来、科学への権利は文化的な生活に参加する権利と区別して把握される傾向があったが、報告書によれば両者は「本質的に結び付けられている (inherently interlinked)」。なぜなら、どちらの権利も知識や理解の追求、および絶えず変動する世界における人間の創造性に関係しているからである¹⁸⁾。

報告書は最初に一般国際法や地域的国际法における科学への権利の規定状況を概観したうえで¹⁹⁾、科学への権利と文化への権利の強固な関係について考察する。

15) UN.Doc. A/HRC/RES/19/6, 3 April 2012, para.8.

16) Report of the Special Rapporteur, *supra* note 3, at para.2.

17) さらに特別報告者は、この報告書が諸国、科学者や実務家、市民社会の集団および民間部門の間で科学への権利の明確化に向けた力強い議論を引き起こすことを期待するとも述べている。 *Ibid.*, at para.4.

18) *Ibid.*, at para.3.

19) そこではヴェニス声明では言及されていなかった条約や国際文書への言及がみられる。例えば、米州機構憲章 (38条)、米州人権条約の追加議定書 (14条)、アフリカ統一機構憲章 (2条2項)、アフリカ人権憲章の女性の権利議定書 (4条1項(h)、12条2項(b)) などである。 *Ibid.*, at paras.7-12. なお、報告書は各国の国内法が科学への権利を様々な方法で実施している状況についても詳細に説明している。 *Ibid.*, at paras.13-15.

報告書によれば、世界人権宣言の背後にあった、科学のおよび文化的な知識の共有が国際社会を結び付けて安全な世界を出現させるという考えはユネスコ憲章にも受け継がれている²⁰⁾。文化的生活に参加する権利は人々に自分自身および自分が住む世界について継続的かつ批判的に思考する機会を与え、かつ他者の創造性の恩恵にあずかる権利を他者の権利保護に配慮しつつ指向するが、科学への権利も同様のことを科学の分野で可能にさせるという²¹⁾。報告書はヴェニス会議に触れつつ両権利の関係について次のように結論付ける。「科学への権利と文化への権利はいずれも、自己決定に基づきかつ能力を付与するような方法で情報やコミュニケーション、その他の技術にアクセスする権利を含むものとして理解されるべきである。」²²⁾

他の権利との関係についてはヴェニス声明と同様の指摘がなされているが、報告書は個人や集団の決定権をより強調する。報告書によると、科学への権利の重要な側面の一つは個人や集団が、科学の進歩によって提供されるであろう改善とそれがもたらす潜在的な副作用もしくは危険な使用の両方について情報を得たうえで判断を下すことである²³⁾。そのためにはリンブルグ諸原則の原則11²⁴⁾、リオ宣言原則10²⁵⁾やオーフス条約²⁶⁾において

20) *Ibid.*, at para.17.

21) *Ibid.*, at para.18.

22) *Ibid.*, at para.19.

23) *Ibid.*, at para.22.

24) リンブルグ諸原則は1986年に、社会権規約上の義務の性質と範囲について検討するためにマーストリヒトで開催された会議で採択された文書である。Limburg Principles on the Implementation of the International Covenant on Economic, Social and Cultural Rights. UN doc. E/CN.4/1987/17, Annex, 8 January, 1987. リンブルグ諸原則では、15項目からなる「一般的見解 (general observations)」に続いて、「社会権規約の解釈原則」、「社会権規約上の義務違反」、「国家報告制度」、「社会権規約委員会の役割」などに関する原則や見解が示されている。なお、原則11（「一般的見解」の11項）では、社会のあらゆるセクターの参加が国家政策の策定、適用、再検討のすべての段階で必要だとされている。

定められている人々の広範な情報へのアクセス権や政策決定過程への参加が重要となる。

科学への権利の規範内容について報告書は次の4つの内容を掲げている。①すべての者による、科学の恩恵への差別のないアクセス、②すべての者が科学事業に貢献する機会と科学研究に不可欠である自由、③意思決定における個人や地域社会の参加、④科学技術の保全、開発および普及を促進する環境である²⁷⁾。

報告書の第5章で示されている「提言」は、報告書全体の内容を踏まえた勧告である。企業や大学、研究機関による実施への言及も一部みられるものの²⁸⁾、提言の全体を通して科学への権利に関する主な実施主体は国家であることが見てとれる。ただし、国家は科学に関する意思決定への個人、コミュニティ、その他の人間集団の参加を確保するべきとされていることから²⁹⁾、科学への権利の実施主体は究極的には多様なアクターに開かれているとみるべきだろう³⁰⁾。

25) Rio Declaration on Environment and Development, 13 June 1992, UN Doc. A/CONF.151/26.Rev.1, Principle 10.

26) The UNECE Convention on Access to Information, Public Participation in Decision-making and Access to Justice in Environmental Matters, 25 June, 1998.

27) Report of the Special Rapporteur, *supra* note 3, at para.25. 科学への権利に対する制約について報告書は、制約を最小限にとどめるべきこと、予防原則を適用する国家の義務の存在、倫理的な基準の適用の必要性などを指摘している。*Ibid.*, at paras.49-55.

28) *Ibid.*, at para.74(b)(d)(e)(n).

29) *Ibid.*, at para.74(h).

30) その他、報告書は第4章「さらに考慮が必要な諸分野」において、科学への権利と知的財産権の関係、利益の衡平な共有と技術移転、国家以外のアクターの義務について検討している。科学とその利用へのすべての者のアクセス向上の必要性は、利益の共有および科学的な知見と技術の移転の問題を生じさせる。利益の共有については、報告書はユネスコが採択した「バイオテックと人権に

以上から、人権理事会報告書における科学への権利の規範内容は、①科学の恩恵への差別のないアクセス、②科学事業に貢献する機会の保障と科学研究の自由、③意思決定への個人や地域社会の参加、④科学技術の保全、開発および普及を促進する環境、の4つからなり、それらの実施義務の主体は国家を中心とする多様なアクターとされていることがわかる。

（3）社会権規約委員会一般的意見25

2020年に社会権規約委員会で採択された一般的意見25³¹⁾は、社会権規約15条1項(b)が規定する科学への権利およびそれに関連する諸問題を初めて本格的かつ包括的に扱った一般的意見である。同意見によれば、科学の問題は社会権規約の諸領域の中で、国家報告書や委員会との建設的対話においてもっとも注目されてこなかった問題の一つであったため、この問題について意見を作成することになったという³²⁾。なお、同意見の目的は、科学への権利についての考察に限定されず、より広く、科学と経済、社会および文化的権利との関係を発展させることにもある³³⁾。

同意見は全部で89項からなり、「規範内容」、「権利の諸要素と制約」、「義務」、「適用範囲の広い特別な諸テーマ」、「国際協力」、「国内の実施」の順に科学への権利の内容やそれをめぐる諸問題について委員会の見解を示している。

まず、科学への権利の規範内容としては、利益の享受、文化的生活への参加、科学的な発明者の権利保護、科学研究の自由などが挙げられてい

関する世界宣言」15条や「人間の遺伝子データに関する国際宣言」19条を例として挙げており、技術移転についても数多くの非拘束的文書や多数国間条約が技術移転を含む国際協力の必要性を強調していることを指摘している。*Ibid.*, at para.67.

31) General Comment, *supra* note 4.

32) *Ibid.*, at para.2.

33) *Ibid.*, at para.3. 加えて、同意見は規約15条2項～4項が規定する締約国の義務についても検討するとしている。*Ibid.*

る³⁴⁾。また、権利の諸要素としては、「利用可能性」「アクセス可能性」「品質の確保」「受諾可能性」が挙げられており³⁵⁾、権利に対する制約についても触れている³⁶⁾。

次に締約国の義務として、一般的意見は締約国が自国の能力や資源を最大限に利用して科学への権利の完全な実現に向けた措置をとらなければならないことを確認する³⁷⁾。社会権規約上の義務は漸進的に達成することが認められているものの、実現に向けた措置については即座に、もしくは合理的な期間内にとることが要求されている³⁸⁾。また、個人や集団の経済、社会および文化的な権利の享受に対するあらゆる形の差別は即座に廃止することが締約国の義務であることが確認されている³⁹⁾。そのうえで、同意見は女性、障がい者、貧困層、先住民のそれぞれについて科学への権利の実効的な実現や権利の保護について提言をしている⁴⁰⁾。

同意見はヴェニス声明で示された科学への権利に関する国家の3つの義務——「尊重する義務」(権利の享受に干渉しない)、「保護する義務」(権利の享受への参加を確保する)、「遂行する義務」(権利の享受に向けた制度を整える)——について順に説明する⁴¹⁾。そのうえで同意見は締約国が実施すべき12の「中心的義務 (core obligations)」を列挙し、それらの義務を果たせない場合には、高いレベルの説明責任 (あらゆる合理的な努力をおこなったこと) が求められるとしている⁴²⁾。

続いて「適用範囲の広い特別な諸テーマ」として、同意見はまず「参加

34) *Ibid.*, at paras.4–14.

35) *Ibid.*, at paras.15–20.

36) *Ibid.*, at paras.21–22.

37) *Ibid.*, at paras.23–27.

38) *Ibid.*, at para.23.

39) *Ibid.*, at para.25.

40) *Ibid.*, at paras.28–40.

41) *Ibid.*, at paras.41–50.

42) *Ibid.*, at paras.51–52.

と透明性」を挙げ、ヴェニス声明（12項）と同じように、それらが科学の客観性と信頼性にとって重要であることを指摘する⁴³⁾。次に「参加と予防原則」について同意見は、参加原則が特定の科学的プロセスおよびその利用に伴う危険を制御することも含んでおり、その点で予防原則が重要な役割を果たすとしている⁴⁴⁾。

同意見はさらに、「私的な科学研究と知的財産」、「他の権利との相互依存性」、「新興技術のリスクと可能性」⁴⁵⁾について順に検討している。

パラグラフ77以下で国際的な協力の必要性を指摘したあと、最後に一般的な意見は、締約国による国内実施について、次の4つの措置を要請する。第1に、科学研究に関する実効的な法制度を導入すること⁴⁶⁾、第2に、科学研究を促進させるような国家レベルの行動計画を策定すること⁴⁷⁾、第3に、適切な指標とベンチマークの設定⁴⁸⁾、第4に、科学への権利の保護や

43) *Ibid.*, at para.53.

44) *Ibid.*, at para.56. この点、技術および人権についての影響評価は潜在的な危険の早期の特定のための手段になるという。*Ibid.*

45) 新興技術の取扱いについて同意見は、新興技術のもたらす正負両面の影響を指摘したうえで、締約国に対して次の3つの措置をとることを求める。すなわち、第1に、新たな技術がもたらす利益を拡大させると同時に、それがもたらすリスクを減少させるような措置をとること、第2に、新技術の開発や利用に関する決定を、人権の枠組みとともに全体的かつ包括的な視点でおこなうこと、第3に、新技術が経済、社会および文化的権利の享受に影響を与えた場合の対応策を策定しておくこと、である。*Ibid.*, at paras.73-76.

46) ここには、科学の進歩による利益に対する差別のないアクセス権の保障、科学研究に対する自由の保護、科学研究における倫理や人権の尊重、参加する権利と知的財産権の調和などのための措置が含まれる。*Ibid.*, at para.86.

47) ここには、科学の進歩の利用への差別のないアクセス権の保障、科学に関する人的および制度的な能力の向上、十分な公的基金の確保、社会と科学の良好な関係の構築、科学の誤った利用等からの人々の保護、科学の倫理的側面の確保、科学者の職業面および研究環境面の向上が含まれる。*Ibid.*, at para.87.

48) これらは締約国が科学への権利の履行状況を適切に監視する助けになる。*Ibid.*, at para.88.

救済のための実効的なメカニズムや制度の確立である⁴⁹⁾。

以上のように、一般的意見25は規範内容については先の2つの文書の立場を基本的に踏襲しつつ、義務の実施の側面についてより詳細に検討しているのが特徴的である。

(4) 小括

以上、ヴェニス声明、国連人権理事会報告書、一般的意見25について順にそれらの内容を紹介してきた。3つの文書に共通する科学への権利の主な規範内容は、①科学研究の自由、②科学の進歩による利益の差別のない享受、③決定過程への参加権、④科学の否定的影響からの保護、であるといえる。その細かな内容についてはこれらの文書がそれぞれ具体的に列挙しており、また、これらから国際協力の実現、文化的権利を含む他の人権との関連性、科学への権利に対応する国家の義務などの諸要素が導き出される。その結果、この権利のアウトラインはかなり明確になったように思われる。今後、国内的・国際的な人権機関による具体的な実践活動の中で、その内容が精緻化ないし確立していくことが期待される。

3 規範内容に関する補足的考察

前章における3文書の説明の中でも一部触れたが、科学への権利に関する問題として権利の制約、他の諸権利との関係、国際協力の必要性、アクセス権と公衆参加権の問題がある。これらについて若干補足しておきたい。

(1) 科学への権利の制約

科学への権利や科学活動の自由にはいくつかの制約事由があることに留意しなければならない。例えば社会権規約は4条において権利の制限につ

49) *Ibid.*, at para.89.

いて規定しているが、これは科学への権利を規定する15条にも適用される余地がある。この点について一般的意見25は、4条に基づく制約が、法律によって民主的社会における一般的福祉の増進を目的に、制限される権利の性質と両立する形でおこなわれなければならないことをあらためて確認している⁵⁰⁾。また、科学技術の進歩は社会問題を生じさせたり、個人の人権や基本的自由を脅かしたりする場合があります⁵¹⁾、国家にはそれを未然に防止する一般的な義務がある。ヴェニス声明の24項も次のように述べて、そうした国家の義務を確認している。「科学の進歩とその利用の利益を享受する権利は、科学および科学の発展のありうる危険な影響から個人やコミュニティを保護する措置を取る国家の義務を伴う。」⁵²⁾人権理事会報告書が指摘するように、科学技術の影響の不明確性の存在が予防原則による権利の制約を招来することも考えられる⁵³⁾。つまり、科学への権利や科学活動の自由には社会全体の安寧や福祉および他の人権との関係に鑑みた外在的および内在的な制約が存在するといえる⁵⁴⁾。さらに、科学への権利は規約15条1項(c)に含まれるような知的財産権と抵触することで制約を受ける可能性もある⁵⁵⁾。また、以上とは別に、インターネットや情報技術への

50) *Ibid.*, at para.21.

51) 例えば1975年の「科学と技術的進歩の利用に関する宣言」の前文は「科学技術の発展が人民や国民の生活条件を向上させる機会を増大させる一方で、多くの場合、それらが社会的な問題を生じさせたり、人権や個人の基本的な自由を脅かしたりする」ことを指摘している。UN Declaration on the Use of Scientific and Technological Progress, *supra* note 10, preamble, 2d sentence. ヴェニス声明の3項も人権に対する科学の否定的な影響に言及している。Venice Statement, *supra* note 2, at para.3.

52) *Ibid.* (Venice Statement), at para.24.

53) Report of the Special Rapporteur, *supra* note 3, at para.50.

54) このような権利の制約については一般的意見25でも確認されている。General Comment, *supra* note 4, at paras.21-22. 人権理事会報告書における権利の制約に関する記述については前掲注27)を参照。

55) Commentary, *supra* note 7, at 1223. 人権理事会報告書も第4章の中でこの

アクセスにおける格差の存在は科学への権利を享受する側にとって大きな制約要因になることも指摘されている⁵⁶⁾。

(2) 他の諸権利との関係

科学への権利は社会権規約が規定する様々な人権と密接に関連している。とりわけ同規約15条1項(a)が定める文化的生活に参加する権利や1項(c)が定める自己の科学的、文学的または芸術的作品により生ずる利益が保護される権利、さらに同条3項が定める自由な科学研究や創作活動の権利と関係しているほか、食料に対する権利(11条)、健康に対する権利(12条)、教育に対する権利(13条、14条)などである⁵⁷⁾。科学への権利は自由権規約が規定する権利、例えば19条の表現の自由、とりわけ2項の「あらゆる種類の情報及び考えを求め、受け及び伝える自由」にも関係している。

学問や表現の自由が科学への権利の重要な側面であることは明らかである。そして、この場合の権利の保護には、科学者だけではなく、市民社会が科学的な研究や情報にアクセスする権利も含まれる⁵⁸⁾。こうした表現の自由が、15条3項が定める国家の義務(科学研究および創作活動に不可欠な自由を尊重する義務)と組み合わせられることによって科学への権利はさらに強化されるといえる⁵⁹⁾。

あらゆる経済的、社会的および文化的な権利に関する差別の禁止(差別を受けない権利の保障)は国家の義務であり、こうした差別の禁止義務は科学への権利の文脈でも繰り返し強調されてきた⁶⁰⁾。また、女性差別撤廃委

点に触れている(前掲注30参照)。

56) Report of the Special Rapporteur, *supra* note 3, at para.36.

57) 一般的意見25によれば、科学への権利はそれ自体が本質的な価値を構成する一方、例えば食料への権利や健康に対する権利との関係では道具的・手段的な価値も有するという。General Comment, *supra* note 4, at paras.63-71.

58) *Commentary*, *supra* note 7, at 1216.

59) *Ibid.*, at 1223

60) *Ibid.*, at 1220.

員会は、女性や少女による科学教育や科学的な職業へのアクセスについて繰り返し懸念を表明してきている⁶¹⁾。

このように、科学の進歩とその利用による利益の享受は、社会権規約や自由権規約が規定する様々な権利の効果的な実現のために重要な権利であることがうかがわれる。

（3）国際協力の必要性

科学への権利の効果的な実現のためには国際的な協力も不可欠である。一般国際法上の協力義務は、国連憲章55条と56条に反映されているが、社会権規約2条1項も「この規約において認められる権利の完全な実現を漸進的に達成するため、……個々に又は国際的な援助及び協力、特に、経済上及び技術上の援助及び協力を通じて、行動することを約束する」と国際的な協力義務を規定している。さらに、同15条4項も「科学及び文化の分野における国際的な連絡及び協力を奨励し及び発展させること」の重要性を確認している⁶²⁾。

科学技術の手段や利益の配分には国際社会および国内社会において依然として大きな格差が存在し、例えば先進諸国が発展途上諸国の犠牲の下で科学技術から生ずる利益を独占するような状況がみられる。15条4項が規定する科学分野における国際協力が重要となる理由がここにある。なお、ここでいう国際協力には先進国から途上国への技術移転を含めた科学による成果の国際的な共有も含まれる⁶³⁾。

61) *Ibid.*, at 1221.

62) 一般的意見25は国際的な協力が必要である理由を4つ指摘する。第1に、科学の進歩の促進（78項）、第2に、開発途上諸国と先進諸国間の不平等の是正（79項）、第3に、科学の進歩の恩恵や利用の共有（80項）、第4に、地球規模の環境問題の解決（81～82項）である。General Comment, *supra* note 4.

63) *Commentary, supra* note 7, at 1223.

(4) アクセス権と参加権

科学への権利は、人々に情報へのアクセス権、公衆参加権、司法へのアクセス権を保障することで、社会における科学の役割そのものにもよい影響を与えることができる⁶⁴⁾。人権理事会報告書も強調していたように、情報へのアクセス権は科学者だけでなく、他の利害関係者や一般大衆が科学技術をめぐる活動へと実効的に参加するためにも不可欠な権利である⁶⁵⁾。例えば気候変動枠組条約4条1項(i)は、「気候変動に関する教育、訓練及び啓発を促進し、これらについて協力し、並びにこれらへの広範な参加(民間団体の参加を含む)を奨励すること」を締約国に求めている。様々な利害関係者や一般大衆が民主的な手続を通して参加することで、科学とその利用をめぐる価値や利害を明確にし、それに基づいて判断をすることができるようになり、そのことが環境をめぐる諸問題について科学がより実効的な役割を演じることや、社会における科学の役割に対する肯定的な評価へつながるといえる。

確かに環境に関する国際法が対応しなければならないリスクについては、自然科学および専門家が果たす役割が大きい。だが科学は不可避免的に不確実性と複雑性を伴うことから、最終的には政治的な決断をせざるを得ないこともありえる。ここに、科学に対する権利という人権の側面が機能

64) Anna-Maria Hubert, "The Human Right to Science and Its Relationship to International Environmental Law," *European Journal of International Law*, Vol. 31(2) (2020), 625-56, at 635.

65) 2021年に人権理事会で採択された決議の前文もこの点を確認している。The human right to a safe, clean, healthy and sustainable environment (A/HRC/48/L.23/Rev.1, 5 October 2021), Preamble ("Recognizing also that the exercise of human rights, including the rights to seek, receive and impart information, to participate effectively in the conduct of government and public affairs and in environmental decision-making and to an effective remedy, is vital to the protection of a safe, clean, healthy and sustainable environment, ...").

する余地が生まれる。

4 国際環境法との関係——統合と接合

国際環境法の形成と発展が科学技術の進歩や新たな科学的知見の登場に大きく影響されてきたことは広く知られており⁶⁶⁾、また、科学的な情報は越境損害防止義務に向けた行動のきっかけになったり、何が相当の注意義務に該当するのかが明確になったりするために必要となる。その意味で科学への権利と国際環境法には密接な関係があるといえる。しかし、ここではより理論的な2つの問題について簡単に検討してみたい。

(1) 人権規範と環境規範の体系的な統合可能性

社会権規約には、12条2項(b)の「環境衛生」以外に「環境 (environment)」に言及している規定は存在しない。従っていわゆる「環境権」については少なくとも文言上は何ら規定していないことになる。

だが、国連人権高等弁務官事務所が2011年に発表した報告書が指摘しているように、人権は環境保護に関する政策を強化しうる⁶⁷⁾。従って科学への権利も環境保護に関して重要な機能を果たす可能性があるといえるだろう

66) ICJもガヴチコヴォ事件判決において、新たな科学的知見やリスクの認識が数多くの国際規範を生じさせてきたことを確認している。Gabčíkovo-Nagymaros Project (Hungary/Slovakia), Judgment, *I.C.J. Reports 1997*, p.78, para.140.

67) Office of the High Commissioner for Human Rights, Analytical Study on the Relationship between Human Rights and the Environment, UN Doc. A/HRC/19/34, 16 December 2011, para.2. 2021年に人権理事会は気候変動における人権保護に関する特別報告者を任命したが、ここにも人権概念の導入が温暖化政策を強化する側面がみてとれる。Mandate of the Special Rapporteur on the promotion and protection of human rights in the context of climate change, UN Doc. A/HRC/48/L.27, 4 October 2021.

う。もっとも、科学への権利から直接環境保護の義務を導き出すのは難しく、むしろその重要性は科学およびその利用を通じた様々な方法によって環境保護を側面から支援することにある⁶⁸⁾。

国際環境条約が主に国家の権利義務や国家間の関係を規律したりするのに対し、人権条約の大きな特徴は究極の名宛人である人や集団に対して権利や義務を付与することであろう。「人権としての科学への権利」を国際環境法の分野へと接合することの意義は、従って、人権概念を通して国際環境法をより大きな体系へと統合する道を開くことだといえる⁶⁹⁾。国際環境法が科学技術の発展から生じる物理的な危険に対して実体的および手続的な義務を通して対処することを主眼としているとすれば、国際人権法はそこに社会における科学技術の道徳的、社会的、政治的および制度的な基盤に基づく新たな視点を提供することができる⁷⁰⁾。2015年のパリ協定の前文は対処行動の際に人権の尊重と促進を考慮すべきであるとしているが、こうした文言は気候変動枠組条約や京都議定書には見られなかったものであり、ここには人権と環境保護政策を調和させる諸国の意思が反映されているといえる。現在国連において検討が進められている「地球環境憲章」⁷¹⁾の草案1条が環境権を規定している事実もこうした体系的統合へ向

68) Hubert, *supra* note 64, at 647.

69) これについてHubertも同様の主張をしている。*Ibid.*, at 647. 彼女はさらに、例えば国連海洋法条約240条(d)にみられるような“参照による編入”を通じて科学への権利が同条約の海洋の科学的調査に関する規定の解釈に影響を与えるほか、条約法条約31条3項(c)を通じて科学への権利を含む人権規範が、いわゆる「体系的統合／統合的解釈 (systemic integration)」の原則に従い、条約上の義務を人権規範と整合的に解釈する道を開くと主張する。*Ibid.*, at 648.

70) *Ibid.*, at 649. Hubertは社会権規約15条1項(b)が国際的な科学技術の管理に影響を与えた例として、海洋肥沃化を規制するロンドン議定書の2013年改正を挙げている。*Ibid.*, at 650.

71) 2017年に国連総会は、国際環境法の諸原則を統合した地球環境憲章 (Global Pact for the Environment) の採択に向けて取り組むことを発表し、翌年、国連事務総長はそのための報告書を発表した。Gaps in international environmental

けた意図を想起させる⁷²⁾。こうして、科学への権利を含む人権規範は環境条約を解釈する際だけでなく、環境条約や環境に関する国際文書を形成する際に考慮されるべき重要な要素になり、それらの正当性や実効性を強化することにつながる。ただし、個人の人権の側面を強調しすぎると環境の価値を個人レベルの利害へと矮小化してしまう可能性がある。この点には注意が必要であろう。

（2）科学への権利と予防原則の接合可能性

ヴェニス声明や人権理事会報告書は、科学的な不明確性が存在する場合には予防原則が適用されるべきだとするとともに⁷³⁾、科学技術の負の側面から生じる国家の義務における予防原則の重要性を指摘する⁷⁴⁾。この場合の予防原則は、科学的な知見が不明確な場合に、公衆や環境に対する危険を未然に防止するために、一定の手続を透明性ととともに実施する国家の義務の淵源としての意義を有している。もっとも、予防に関するこうした義務は自由な科学研究の権利を与えられている科学者に対しても向けられていると考えるべきだろう⁷⁵⁾。

law and environment-related instruments: towards a global pact for the environment, UN.Doc. A/73/419, 30 Nov. 2018.

72) 地球環境憲章の草案は次のサイトで確認することができる。Draft Global Pact for the Environment, <https://globalpactenvironment.org/uploads/EN.pdf>.

73) Venice Statement, *supra* note 2, at para.12(f) (“This right should be applied consistently with the precautionary principle. ...”), Report of the Special Rapporteur, *supra* note 3, at para.50 (“In this regard, the Special Rapporteur stresses the importance of the precautionary principle...”).

74) 例えばヴェニス声明16項(c)は、科学技術に潜在する危険な影響について監視し、調査結果に実効的に対応するとともに、公衆に透明性をもって伝達する国家の義務を指摘している。*Ibid.* (Venice Statement), at para.16(c).

75) 人間のゲノムと人権に関する世界宣言の14条が科学研究を倫理的な基準に従った社会的に責任のある方法で実施することを強調していることも、科学への権利の文脈における科学者の義務や責任を想起させる。

環境損害に関するあらゆる予測は蓋然性でしか示すことができないため、環境損害の「リスク」と環境影響の真の「不明確性」との間を区別することが必要となる⁷⁶⁾。ところが、「不明確性」は我々が考えている以上に複雑な概念である。不明確性は単純に必要なデータやリスク評価が欠如している場合にも生じるが、他にも因果関係の連鎖に関する知見が欠けている場合や、明確だが相互に矛盾対立する知見が存在する場合、さらには我々の自然に対する無知（自然の仕組みを把握する人類の能力の限界）から生じることもある。一方、「リスク」の概念も「蓋然性や損害の規模のみならず、損害の原因や行為の影響、問題となっている物質やプロセス、およびそれらの経時的な相互作用についての判断も含む複雑な概念」である⁷⁷⁾。

予防原則は、こうしたリスクや科学的な不明確性をめぐる困難な状況下における重要な政策指針となりうる。しかし、予防原則という概念ないし原則そのものがある種の不明確性を抱えていることから⁷⁸⁾、結局のところ予防原則をめぐる議論は最終的には「リスクマネジメント」についていか

76) Warwick Gullett, "Environmental Protection and the 'Precautionary Principle': A Response to Scientific Uncertainty in Environmental Management," 14 *Environmental and Planning Law Journal*, Vol. 14 (1997) 52, at 54.

77) Patricia Birnie et al., *International Law and the Environment (3rd ed.)* (Oxford Univ. Press, 2009) at 153.

78) リオ宣言原則15が規定する予防原則（予防的な取組方法）の適用の義務は、各国の発展の程度に応じて変化する相対的な義務である。Antônio Augusto Cançado Trindade, "Principle 15: Precaution," in Jorge E. Viñuales (ed.), *The Rio Declaration on Environment and Development: A Commentary* (Oxford Univ. Press, 2015), 403, at 426. 加えて、原則15が定める予防原則には、「深刻な又は回復不可能な損害」、「科学的確実性の欠如」、「費用対効果の大きい対策」、「その能力に応じて」といった明確な法的基準の適用になじまず、多分に政策的な配慮を内包しているような要素が複数含まれている。こうした諸要素が予防原則の概念を相対化させることでその具体的な内容を描写することを困難にし、法原則としての確立を妨げているといえる。

なる立場を採用するのかという問題へと帰着するといえる⁷⁹⁾。つまり、科学的な明確性／不明確性およびリスクについての決定はしばしば政治的な選択の問題として扱われるということである。

その場合、政策決定者は矛盾対立する科学的知見のうちで自らに好都合な知見を採用したり、あるいは科学的な不明確性を自らの不作為の理由として援用したりするかもしれない。予防原則は、仮にそれが法原則だとしても、抽象的な原則が具体的に明確化された規則とは異なり、特定の行動や結果を行為者に指示することはない。むしろ予防原則は多くの異なる種類の実施措置を内包した概念ないし原則だといえる⁸⁰⁾。

しかし、予防原則のこうした特徴は、政策決定者に対する白紙委任を意味するわけではない。政策決定者には単なるリスクマネジメントを越えた、一般的なリスク防止やリスクの最小化の義務が存在するのであり、経済的その他の諸要素と自然環境や人々の健康への影響といった要素の間のバランスをとりながら取るべき政策や措置を決定すべきである。

そのためには、利害関係者を含む社会一般による意思決定過程への参加が確保されなければならない。なぜなら政策決定者が予防原則に基づいて採用する政策や具体的な措置は、当該地域や国全体の人々の生活に——将来世代も含め——大きな影響を与える場合があるからである。一般的意見25も社会がそのリスクを許容できるかどうか決定する際には「参加と透明性」の原則が重要になることを指摘している⁸¹⁾。こうした民主的な統制の下に置かれた“熟慮された予防 (deliberative precaution)”⁸²⁾は、決定された

79) *Ibid.*, at 412.

80) David Freestone and Ellen Hey, “Origins and Development of the Precautionary Principle,” in David Freestone & Ellen Hey (eds.), *The Precautionary Principle and International Law* (Kluwer Law International, 1996) 3, at 12.

81) General Comment, *supra* note 4, at para.57.

82) Kerry H. Whiteside, *Precautionary Politics: Principle and Practice in Confronting Environmental Risk* (MIT Press, 2006), at 119–120.

政策の正当性と実効性を高めることになる。科学への権利と結びついたこのような予防原則は、環境リスクに関する十分な科学的な証拠が存在しない場合に、より望ましい政治的選択をするための重要な手段の一つになると思われる。

おわりに

急速な科学技術の発展により、我々の生活環境は個人レベルでも社会レベルでも急激な変化を経験してきた。今後もその傾向は一層の広範さと深遠さを伴って続いていくことが予想され、したがって科学への権利の重要性は今後ますます高まっていくと思われる⁸³⁾。科学への権利の規範内容は次第に明らかになりつつあり、この権利は自由な科学研究と国際協力を通じた科学の進歩による利益に対するすべての者の平等なアクセス権を保障するだけでなく、科学技術の進歩がもたらす負の影響から様々な形で私たちを保護してくれる。

本稿での検討によれば、自然環境をめぐる法や制度との関連における科学への権利の意義は、①各環境レジームにおける専門的・技術的なアプロー

83) 本稿は「科学技術の発展が人間や環境に与える影響」という視座に基づいて考察をおこなったため、scienceという語を主に自然科学を念頭に用いた。しかし、これは「科学への権利」から社会科学 (social sciences / sciences sociales) や人文科学 (humanities / sciences humaines) を排除することをかならずしも意味しないであろう。本稿の2と3で紹介した諸要素の大部分はあらゆる主体、いかなる学問領域にもあてはまるように思われる (なお、本稿で紹介した3つの文書はこの点について特に言及はしていない)。ユネスコは2017年に「科学及び研究者に関する勧告」を採択したが、そこでは公共財産 (common good) としての科学、ジェンダー・性的指向・年齢に基づく差別の排除、軍民両用に該当する場合の“良心的拒否”と懸念を表明する権利などが確認されている。科学への権利がすべての研究者や科学者にとって意義を有するということがここからも読み取ることができる。

チを緩和する、②科学技術の恩恵や危険について判断する際に新たな視点を提供する、③環境保護や共有天然資源の管理に向けた条約体制の形成およびその実施過程に影響を与える、④予防原則に基づく科学活動の規制と科学研究の自由との間のバランスを確保するための、ならびに許容される環境リスクについて政策判断をする際の判断基準を提供することにあるといえるだろう。

国際的な環境レジームにおける科学的知見やそれを扱う専門家の重要性が増しつつある中、科学への権利に含まれている諸要素の効果的な導入はそこに「人間の顔」を与えてくれるはずである。人権概念を通した国際環境法の体系的な統合可能性や科学への権利との接合による予防原則の実体化への道がそこには開かれているように思われる。

（近畿大学法学部准教授）